

会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたの均等割額が軽減されます。また、所得割額は、賦課されません。

	平成30年度	平成31年度(2019年度)以降				
均等割額	5割軽減	① 75歳到達により後期高齢者医療制度に加入しているかた <table border="1"> <tr> <td>77歳以上のかた</td> <td>均等割軽減は、適用されません</td> </tr> <tr> <td>76歳以下のかた</td> <td>77歳に到達する月の前月分まで、均等割5割軽減</td> </tr> </table> ② 障害認定により後期高齢者医療制度に加入しているかた 後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、均等割5割軽減	77歳以上のかた	均等割軽減は、適用されません	76歳以下のかた	77歳に到達する月の前月分まで、均等割5割軽減
77歳以上のかた	均等割軽減は、適用されません					
76歳以下のかた	77歳に到達する月の前月分まで、均等割5割軽減					
所得割額	負担なし(0円)	負担なし(0円)				

※所得の低いかたの均等割軽減(8割軽減、8.5割軽減、5割軽減)の対象者は、所得の低いかたの均等割軽減が優先されます。

ジェネリック医薬品の使用促進にご協力ください

お問い合わせ先 **給付管理課** ☎043-216-5013

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。先発医薬品の開発成果を利用できるので、研究コストが少なく済み、価格(薬価)が低く設定されています。

●ジェネリック医薬品の安全性や効き目は?

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。



●ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。

また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

●ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかたに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

1. 生活習慣病や慢性疾患などのお薬を服用されているかた
2. 1か月あたりの自己負担額(お薬代)が概ね200円以上安くなるかた
3. 外来診療によりお薬を受け取っているかた

アンケートにご協力ください

お問い合わせ先 **給付管理課** ☎043-216-5013

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復師、はりきゅう・マッサージなどの施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。
(施術を受けることを控えていただく目的ではありません。)